

平成17年4月26日

各位

会社名：株式会社ヤマシナ
代表者名：代表取締役社長 曾田 史郎
(コード番号5955 大証2部)
問合せ先：専務取締役 佐々木 正義
電話番号：075-591-2131

第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ

平成17年4月26日開催の当社取締役会において、第三者割当による株式会社ヤマシナ第3回新株予約権の発行について決議し、平成17年6月29日開催予定の当社定時株主総会に付議することを、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社ヤマシナ第3回新株予約権

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

株式の種類及び数 当社普通株式 116,700,000株

(新株予約権 1個につき10,000株)

株式の数の調整

下記の(8)に従って、新株予約権の行使により発行または移転する新株式1株当たりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。ただし、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{株式数} = \text{振込金額} \div \text{行使価額}$$

- | | |
|-------------------|-------------|
| (3) 発行する新株予約権の総数 | 11,670個 |
| (4) 新株予約権の発行価額 | 1個につき1,000円 |
| (5) 新株予約権の発行価額の総額 | 11,670,000円 |
| (6) 新株予約権の申込期日 | 平成17年8月11日 |

(7) 新株予約権の発行日 平成 17 年 8 月 11 日

(8) 新株予約権の行使に際し払込みをなすべき額 (以下「行使価額」という。)

行使価額 1 個につき 220,000 円 (1 株につき 22 円)

行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は、次の算式により調整される。(なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し、又は自己株式を処分するには、「新発行株式数」には当該発行または処分される株式数を含むものとする。)ただし、円未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新発行・処分株} \\ \text{式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たりの} \\ \text{発行・処分価額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{1株当たりの時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式の併合の場合、時価を下回る払込金額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券の発行が行われる場合などにも調整される。

(9) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の総額

2,567,400,000 円

(10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1 個につき 220,000 円 (1 株につき 22 円)

(11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

2,579,070,000 円

(12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(13) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金 (商法 293 条ノ 5 による金銭の分配) は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期 (現在 3 月 31 日又は 9 月 30 日に終了する各 6 ヶ月の期間) の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

- (14) 新株予約権の行使期間
平成 17 年 8 月 12 日から平成 20 年 8 月 11 日まで。
- (15) 新株予約権の行使条件
各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
- (16) 消却事由及び消却条件
当社が吸収合併による消滅、並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に存在する本新株予約権の全部を消却できる。
当社は前項による新株予約権の消却を行う場合、本新株予約権者に対し、無償で消却するものとする。
- (17) 譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。
- (18) 新株予約権証券の発行
新株予約権証券の発行は、新株予約権者の請求があるときに限り、当社はこれを発行する。
- (19) 新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込みをなすべき額の算定理由
当社の株価の推移状況から、ブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通しなどを踏まえ、当社の投資家に対するリスクを勘案し、発行価額は 1 個につき 0.10 円といたしました。また、新株予約権の行使に際して払込みをするべき額については、平成 16 年 10 月 25 日から取締役会開催日の前日にあたる平成 17 年 4 月 25 日までの 6 ヶ月間の大阪証券取引所における普通株式の最終取引価格の平均価格 24.49 円の 90%に相当する 1 株あたり 22 円といたしました。
- (20) 募集の方法
第三者割当の方法による。
- (21) 割当先及び割当数
エンジェル 1 号投資事業組合に対し 11,670 個を割当てる。
- (22) 新株予約権の行使請求受付場所
株式会社ヤマシナ 本社総務部
- (23) 新株予約権行使に際して払込みを取扱う銀行及びその取扱い場所
京都中央信用金庫 山科中支店
- (24) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

2. 調達資金の用途

本件取引により調達した資金については、基本的に当社の事業拡大の為の必要資金として考えております。

具体的には以下の用途を想定しております。

自動車関連の事業

商業施設の開発

情報コンテンツの開発

3. 割当先の概要

割当先予定の名称	エンジェル1号投資事業組合
業務執行組員	名古屋市中区栄三丁目2番11号 株式会社キャピタルネットワーク 代表取締役 宮地春男 事業の内容：経営コンサルタント業
当社との関係	当該事項はありません。

以上